

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (省略)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (省略)</p> <p>第3章 財産の評価 (省略)</p> <p>第4章 申告及び納付 第32条(更正の請求の特則)関係 32-1・32-2 (省略) 32-3 <u>相続の開始後に新たに子と推定された場合又は死後認知があった場合の更正の請求</u> 32-4・32-5 (省略)</p> <p>第5章 更正及び決定 (省略)</p> <p>第6章 延納及び物納 (省略)</p> <p>第7章 雑則 (省略)</p>	<p style="text-align: center;">目次</p> <p>第1章 総則 (同左)</p> <p>第2章 課税価格、税率及び控除 (同左)</p> <p>第3章 財産の評価 (同左)</p> <p>第4章 申告及び納付 第32条(更正の請求の特則)関係 32-1・32-2 (同左) 32-3 死後認知があった場合の更正の請求 32-4・32-5 (同左)</p> <p>第5章 更正及び決定 (同左)</p> <p>第6章 延納及び物納 (同左)</p> <p>第7章 雑則 (同左)</p>

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係</p> <p>(「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27-4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日を用いるのであるが、<u>例えば、次に掲げる者については、次に掲げる日を用いるものとして取り扱うものとする。</u></p> <p>・・・</p> <p>(5) <u>民法第775条((嫡出否認の訴え))の規定による嫡出否認に関する裁判又は同法第892条若しくは第893条の規定による相続人の廃除に関する裁判の確定により相続開始後において相続人になつた者</u> その者が当該裁判の確定を知つた日</p> <p>・・・</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30-1 ・・・</p> <p>(6) <u>民法第778条の4((相続の開始後に新たに子と推定された者の価額の支払請求権))又は第910条((相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権))の規定による請求があつたことにより</u> 弁済すべき額が確定したこと。</p> <p>・・・</p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係</p> <p>(「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義)</p> <p>32-1 法第32条第1項第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、<u>民法第774条((嫡出の否認))に規定する嫡出の否認、同法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する失踪の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから</u>留意する。</p>	<p style="text-align: center;">第4章 申告及び納付</p> <p>第27条((相続税の申告書))関係</p> <p>(「相続の開始があつたことを知つた日」の意義)</p> <p>27-4 法第27条第1項及び第2項に規定する「相続の開始があつたことを知つた日」とは、自己のために相続の開始があつたことを知つた日を用いるのであるが、次に掲げる者については、次に掲げる日を用いるものとして取り扱うものとする。</p> <p>・・・</p> <p>(5) <u>民法第892条又は第893条の規定による相続人の廃除に関する裁判の確定により相続開始後において相続人になつた者</u> その者が当該裁判の確定を知つた日</p> <p>・・・</p> <p>第30条((期限後申告の特則))関係</p> <p>(法第30条第1項の規定による期限後申告書を提出することができる者)</p> <p>30-1 ・・・</p> <p>(6) <u>民法第910条((相続の開始後に認知された者の価額の支払請求権))の規定による請求があつたことにより</u> 弁済すべき額が確定したこと。</p> <p>・・・</p> <p>第32条((更正の請求の特則))関係</p> <p>(「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」の意義)</p> <p>32-1 法第32条第1項第2号に規定する「その他の事由により相続人に異動が生じたこと」とは、<u>民法第886条に規定する胎児の出生、相続人に対する失踪の宣告又はその取消し等により相続人に異動を生じた場合をいうのであるから</u>留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(相続の開始後に新たに子と推定された場合又は死後認知があった場合の更正の請求)</p> <p>32-3 被相続人の死亡後に民法第775条又は第787条の規定による<u>嫡出否認又は認知</u>に関する裁判が確定し、その後に同法第778条の4又は第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定した場合の更正の請求は、当該<u>嫡出否認又は認知</u>の裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法第32条第1項第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行い、その後、当該弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法施行令第8条第2項第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>なお、民法第775条又は第787条の規定による<u>嫡出否認又は認知</u>に関する裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に更正の請求が行われず、同法第778条の4又は第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に、法第32条第1項第2号及び法施行令第8条第2項第2号に規定する事由を併せて更正の請求があった場合には、いずれの事由についても更正の請求の期限内に請求があったものとして取り扱うものとする。</p>	<p>(死後認知があった場合の更正の請求)</p> <p>32-3 被相続人の死亡後に民法第787条の規定による認知に関する裁判が確定し、その後に同法第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定した場合の更正の請求は、当該認知の裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法第32条第1項第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行い、その後、当該弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に法施行令第8条第2項第2号に規定する事由に基づく更正の請求を行うこととなるのであるから留意する。</p> <p>なお、民法第787条の規定による認知に関する裁判が確定したことを知った日の翌日から4月以内に更正の請求が行われず、同法第910条の規定による請求に基づき弁済すべき額が確定したことを知った日の翌日から4月以内に、法第32条第1項第2号及び法施行令第8条第2項第2号に規定する事由を併せて更正の請求があった場合には、いずれの事由についても更正の請求の期限内に請求があったものとして取り扱うものとする。</p>